

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	大成工務株式会社	代表者氏名	渡邊 好之
主たる営業所の所在地	名古屋市中区新栄 1-49-28		
許可番号	愛知県知事許可（般、特-22）第41321号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成27年1月30日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成26年5月22日、名古屋市中区内のビル外壁照明の電球交換工事現場において、労働者に電球交換作業を行わせるに当たり、同作業箇所は地上から約7.2メートルの高さにあり、同所からの墜落によって労働者に危険を及ぼすおそれがあるのに、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するために必要な措置を講じなかった。建物屋上からロープ1本でブランコ作業を行わせ、ロープが切れたことにより、労働者が墜落し死亡した。 このことが、労働安全衛生法に違反し、平成26年11月5日に名古屋簡易裁判所より、法人及び社員がそれぞれ罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項 愛知労働局からの通報			